書 式 7

助成番号

16 - 124

## 松下幸之助記念財団 研究助成

# 研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

佐藤裕視

#### 【所属】(助成決定時)

東京大学大学院 総合文化研究科 国際社会化学専攻 国際関係論コース 博士課程

#### 【研究題目】

国連が創造する「民族自決」 -- イギリス信託統治領トーゴランドにおける国際監視型住民 投票の導入

#### 【研究の目的】(400字程度)

本研究は国連発足後初めて組織的選挙監視が導入された,1956年5月のイギリス信託統治トーゴランド(英信トーゴ)で実施された住民投票の実施の要因を多面的・構造的に検討する。

1945年に開始された国連信託統治制度制度は、領域の政治、経済、社会、教育的発展を目的に、「自治又は独立」の達成を念頭に設置された。国連憲章86-87条は、信託統治を実施する施政国に対し、国連総会および信託統治理事会への質問所への回答、定期査察受け入れ、領民による請願の実施といった義務を課した。その一方で、施政国は領域内代表者との間で結ばれた信託統治協定には、施政国が領域内で決定する政策、法令に対し、施政国が最終的な決定を行う裁量を認められていた。そして、信託統治の終了は、民族自決原則を適用した「住民の意思を問う」ことが国連加盟国間で了解されていた。

しかし、具体的な「自治又は独立」の達成時期や「住民の意思を問う」方法ついては規定されていなかった。よって、施政国のみならず関係国の利害を調整する政治的な交渉・判断に委ねられていた。本研究は、英信トーゴを事例に信託統治領独立過程で導入された住民投票の背後にある関係主体間の利害の衝突や妥協を明らかにする。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

従来 John Kent ら先行研究では、住民投票の実施と英信トーゴの英領ゴールドコースト (英領 G.C.) 併合への統合という結果を説明する上で英仏という施政国間の利害関係が強調され、国連による関与の影響は限定的なものとされてきた。他方で、Yves Beigbeder らは住民投票が領民の「民族自決」の実現に寄与したという見方を提示してきた。

しかし、上記の見方は住民投票導入に領域内政治組織の対立、ならびに国連と領域内主

体・施政国と領域内主体の相互作用が少なからず影響を及ぼしたことを見落としてきた。

具体的には、先行研究では見落とされた信託統治行政を担う信託統治非自治地域局(The Department of Trusteeship and Information from Non Self-Governing Territories of the UN Secretariat)が直接関与する査察や請願は信託統治運営に影響をもった。また、信託統治領内では政治活動の自由が保障されたことで、政治的立場に基づく団体が組織され始め、世論を収斂させていった。こうした信託領域内の政治組織による対立軸の争点化が重要であった。

そこで、本研究は利害関係主体を三つのレベルで設定した。第一は国際レベルの主体で国連総会第四委員会と信託統治理事会である。第二は、施政国レベルの主体であり、イギリスおよび隣接するフランス信託統治領トーゴランド(仏信トーゴ)を統治するフランスとした。そして、第三は、領域内レベルであり、英信トーゴと英領 G.C.領内の政治組織(初期の緩やかな政党)を設定した。

この三つのレベルにそれぞれ呼応する史料を収集・活用した。まず、国際レベルは国連記録管理局(UNARMS)で収集した史料を用いた。具体的には、信託統治理事会、国連総会第四委員会、信託統治局(The Department of Trusteeship and Information from Non Self-Governing Territories of the UN Secretariat)の活動の記録を用いた。

次に施政国レベルについて、英国国立公文書館(TNA)で収集した外務省と植民地省の 史料、およびフランス海外領土省文書館(ANOM)、仏外務省文書本館(MAE, La Courneuve)・ナント分館(CADN)の史料を活用した

そして、領域内レベルは同時代に研究者によってまとめられた研究報告書や、新聞など 二次史料を参照した。

本研究は、三つのレベルをつなぐ「相互作用」を分析視座として設定し、国連が影響を及ぼす上限と下限を特定することを試みた。具体的にはトーゴ領内で英領 G.C.との統合を支持する統合派(integrationists)である会議人民党(CPP)と仏信トーゴとの統一を目指す統一派(Unificationists)であるトーゴ統一委員会(CUT)の対立が、選択肢作成をめぐる議論で国連加盟国と施政国英仏の間に溝を生み出した。三つのレベル間の相互作用のうち、領域内レベルの政治組織間対立は、住民投票の選択肢を二択化・英仏信託統治領を統一するオプションを排除することで国際・施政国レベルの折り合いをつけるための変数となった。

### 【結論・考察】(400字程度)

当初,本研究は国連による積極的な役割が住民投票の導入如何を決する重要な要因であると考えた。しかし,一次文書をもとに検討した結果,国連の役割には上限と下限が存在し,その範囲を特定することで,一程の貢献を導いた。

まず上限である。国連信託統治局は査察団の編成、請願の実施に裁量を有していた。このことは、英国が元来望んでいた「トーゴランドの英領ゴールドコースト編入」という選択肢に対抗するもう一つの選択肢として、「信託統治の延期」という選択肢の策定に一程度の影響を及ぼした。

次に下限(限界)である。国連は領域住民による「自決」の方法として住民投票の導入と監視団院の派遣を行ったが、実際に住民投票の鍵を握っていたのは領域内政治組織を利用して巧みに領域内政治の対立軸にトーゴの将来的領土の在り方を据えた、英国の方であ

った。

これまで英信トーゴ独立に際して導入された住民投票は、「民族自決」の実現であるかのような捉え方と、英仏という巧みな外交術の産物であるという二つの見解に収斂していた。これに対し本研究は、国連による関与の下限部分を明示したことで領域内政治組織の二極化が、施政国による住民投票の選択肢作成、導入の要因として働いたことが明らかにした。国連信託統治制度が抱えた構造的な問題ゆえに生じた関係主体の利害の狭間に陥った現地住民の意志は、矯正された選択肢によって初めて国際監視下で問うことができたのである。